

2015年度の年度目標（案）設定における考え方

職業安定分科会にて検証すべき2015年度の年度目標（案）の設定における考え方は以下の通りである。

1. ハローワークにおける職業紹介等

- 就職率、充足率、正社員求人数、正社員就職件数、雇用保険受給者の早期再就職割合

「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成27年1月12日閣議了解）における実質GDP等の見通し及び2014年度の実績見込みを踏まえて設定。

- マザーズハローワーク事業について

既存拠点については2014年度の実績見込み、拡充拠点については過去の拡充拠点の実績を考慮して設定。

- 就職支援プログラム事業について

就職支援ナビゲーターの配置数及び就職支援ナビゲーター支援対象者数等の目安を考慮して設定。

- 求職者支援制度による職業訓練の就職率について

就職率については、これまでの実績等をもとにしつつ、2014年度以降は雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更したことを考慮して設定。

2. 失業なき労働移動の推進

- 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）による再就職者に係る早期再就職割合について

2014年度の実績を踏まえ、2014年度と同じく早期再就職割合を65%以上と設定。

「早期再就職割合」とは、支給対象者（離職後9か月（45歳未満の者は6か月）以内に再就職した者）のうち、3か月以内に再就職した者の割合とする。

※ 「早期再就職割合」について

- ・ 2013年度は、45歳以上で離職後5か月以内に再就職した者に占める、3か月以内に再就職した者の割合を設定。
- ・ 2014年度は、過去の目標指標との継続性を確保する観点から、45歳以上で離職後5か月以内に再就職した者に占める、3か月以内に再就職した者の割合を「早期再就職割合」として設定。

期再就職割合」として設定していた。

- 2015年度は、2014年3月に改正した支給要件において、再就職までの期間が拡大されたことから、支給対象者（離職後9か月（45歳未満の者は6か月）以内に再就職した者）のうち、3か月以内に再就職した者の割合を「早期再就職割合」として設定するものとする。

○ 産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率について

実績は、雇用情勢や、出向・移籍が困難な異業種間移動が多いかどうかなどにより変動し得るため、2015年度の具体的な目標値は過去3年間の平均成立率を踏まえ、60%以上と設定。

3. 若者の就労促進

○ ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数について

目標設定時の直近の実績を踏まえ、2014年度の実績見込みを推計し、2015年度の支援対象者数の動向、新規事業の効果等を勘案し設定。

○ 学卒ジョブサポーターによる支援について

目標設定時の直近の実績を踏まえ、2014年度の実績見込みを推計し、2015年度の支援対象者数の動向等を勘案し設定。

○ 新卒応援ハローワークについて

目標設定時の直近の実績を踏まえ、2014年度の実績見込みを推計し、2015年度の支援対象者数の動向等を勘案し設定。

4. 高齢者の就労促進

○ 高年齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率について

2014年度からは就職が困難な高年齢求職者の支援に重点置くため、それまでの担当者制による支援からチーム支援へと支援のあり方を見直したところであるが、引き続き2015年度においてもチーム支援の質が低下することがないように、前年度実績以上の就職率を目標として設定。

○ シルバー人材センターにおける契約受注件数について

2014年には団塊の世代全てが65歳以上になり、65歳以上人口が全人口の25%以上を占め、ますます高齢化の進む中、人手不足分野や育児等の現役世代を支える分野等において、積極的に就業先の開拓を行い、契約受注件数の増加に取り組み、前年度以上の受注件数を確保することを目標として設定。